

社会福祉法人相生市社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

平成29年6月22日

規 程 第 6 号

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人相生市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定める。

(定 義)

第 2 条 この規程において役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。

2 この規程において報酬等とは、報酬及び費用弁償をいう。

(報酬の支給)

第 3 条 役員等の勤務形態は非常勤とし、役員等が理事会、監事監査、評議員会及びその他会議へ出席したときには日額3,000円の報酬を支給する。ただし、会長については月額50,000円の報酬を支給する。

(費用弁償の支給)

第 4 条 役員等にその職のため費用が発生した場合には、その費用について弁償する。

(報酬等の支給方法等)

第 5 条 役員等に対する報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等を口座振り込みにより支給する場合は、計算期間を月の1日から末日までとし、翌月の末日までに振り込むものとする。

3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

4 会長の報酬は、会長に就任したときの当月分から支給し、会長でなくなったときはその当月分までを支給するものとし、支給日は、職員の給料の支給日の例による。

(公 表)

第 6 条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第45条の35及び同法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第 7 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

1 この規程は、平成29年6月開催の定時評議員会の決議の日から施行する。

2 社会福祉法人相生市社会福祉協議会費用弁償に関する規定は、平成29年6月開催の定時評議員会の決議の日限り廃止する。